

公立保育所の給食外部搬入（920）

＜これまで＞

保育所における給食については、民間委託は認められているが、施設外で調理し搬入する方法は認められていない。

＜関係法令等＞

保育所における調理業務の委託について(平成10年2月18日児発第86号)

＜取り巻く環境の変化＞

公立保育所において、運営の合理化を進める等の観点から、学校給食センター等を活用することにより、調理業務について、公立保育所及び学校給食センター等の相互で一体的な運営を行うことが求められている。

構造改革特区を活用することにより

公立保育所の給食について、保育所外で調理し搬入することを可能にする

＜主な要件＞

- 給食の保存、配膳及び加熱や離乳食、食物アレルギー及び体調不良児等への対応ができるよう調理室、調理機能を有する設備が保育所に設けられていること
- 食事の提供体制が、児童の食事の内容・回数・時機に適切に応じられること
- 社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準に従うとともに、衛生面では保健所との協力の下に行い、また、搬入元と委託内容に係る契約書を締結する等、保育所で調理業務を委託する場合の基準を遵守すること
- 食を通じた子どもの健全育成(食育)を図る観点から、食育プログラム(児童の発育・発達過程に応じて食に配慮すべき事項を定めたもの)に基づき食事を提供するよう努めること

認定計画数:44件（平成20年4月1日現在）

◎実際の取組事例



～綾町すこやか食育給食特区～

実施主体：宮崎県綾町

女性の就業機会の増加、核家族化の進展などを背景に保育ニーズは高まり、きめ細やかな保育、子育て支援が求められる一方、厳しい財政事情の中、人員や経費の削減も必要となっている。

このため、給食調理業務の効率化、安定化、経費削減を図ることで、更なる子育て支援サービス等の充実を目指す。

さらに、「地産地消の食育」を柱とした総合的な食育や農業振興など地域活性化の面においても大きな効果を期待している。